

# 確定申告書等作成コーナーにおける「寄附金控除」の入力について

<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>

詳細な手順は国税庁ホームページの「ご利用ガイド」をご覧ください。

<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/st/guide/top>

## ①作成コーナートップページで「作成開始」をクリック

申告書等を作成する

作成前にご利用ガイドをご覧ください。

- 新規に申告書や決算書・収支内訳書を作成
- 途中で保存したデータ（拡張子が [.data]）を読み込んで、作成を再開
- 過去の申告書データを利用して作成

出典: 国税庁ホームページ確定申告作成コーナーを加工して作成

## ②税務署への提出方法を選択してください ※提出方法によって手順が異なります

### マイナンバーカードをお持ちの方

#### 税務署への提出方法の選択

##### 提出方法に関する質問

- マイナンバーカードをお持ちですか。  
※ 電子証明書の有効期限切れにご注意ください。  
 電子証明書の有効期限とは  
はい いいえ
- マイナンバーカード読み取りに対応したスマートフォン又はICカードリーダライタをお持ちですか。  
 スマートフォンの対応機種を確認する方はこちら  
はい いいえ

マイナンバーカードを利用してe-Taxをご利用になれます。  
画面の案内に沿って操作を進め、e-Taxにより申告書の送信・提出を行ってください。  
※ マイナンバーカードの電子証明書のパスワードをあらかじめご用意ください。

マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告書を提出する方法

##### 認証方法の選択

スマートフォンを使用する > ICカードリーダライタを使用する >

※ スマートフォンでパソコンに表示されるQRコードを読み取る方法です。

### マイナンバーカードをお持ちでない方

#### 税務署への提出方法の選択

##### 提出方法に関する質問

- マイナンバーカードをお持ちですか。  
※ 電子証明書の有効期限切れにご注意ください。  
 電子証明書の有効期限とは  
はい **いいえ**

##### 提出方法の選択

**e-Tax (ID・パスワード方式) >** 書面 >

※ 税務署で発行されたID・パスワードを利用する方法です。  
 ID・パスワード方式とは

印刷した書面を郵送等で税務署へ提出してください。

各提出方法に関するマニュアルや問い合わせ先はこちらをご参照ください。

### ③書面申告を選択した場合

書面申告を選択された場合、以下のアンケートが表示されるので、入力してお進みください。

～書面申告を選択された方へ～

国税庁では、マイナンバーカードを利用したe-Taxの普及・促進に取り組んでいます。  
つきましては、当コーナーの利便性向上等の参考とするため、確定申告書等作成コーナーのご利用に当たり書面提出を選択した理由に関するアンケートにご協力をお願いいたします。

① 年齢

② 職業

③ 確定申告は初めてですか？  はい  いいえ

④ 書面提出を選択した理由を次の中からお選びください

- マイナンバーカードを取得していない又はマイナンバーカード読取対応のスマートフォンを持っていないから
- 毎年、書面で提出して慣れているから
- ICカードリーダーの取得に費用や手間がかかるから
- e-Taxのセキュリティに不安があり、インターネットを利用した申告に抵抗があるから
- 添付書類を書面で提出する必要があるから
- e-Taxの操作や入力が分からないから
- 利用者識別番号やパスワードを忘れてしまったから
- 提出前の内容確認や来年の参考にするため、申告書を印刷・保管したいから
- その他

出典：国税庁ホームページ確定申告作成コーナーを加工して作成

## 申請書の作成手順

### ①令和7年分の申告書等の作成→「所得税」を選択

#### 作成する申告書等の選択

作成する申告書等と年分を選択してください。

令和7年分の申告書等の作成

所

所得税

所得税の確定申告書を作成します（医療費控除、寄付金控除、住宅ローン控除など）。

青色 白色

決 所

決算書・収支内訳書  
（+所得税）

事業所得や不動産所得、雑業務に係る雑所得のある方が、青色申告決算書や収支内訳書を作成します。

消

消費税

個人の事業者の方が、消費税の確定申告書を作成します。

贈

贈与税

財産の贈与を受けた方が、贈与税の申告書を作成します。

「スマートフォンを使用してe-Tax」を選択された場合、マイナポータルとの連携やマイナポータルアプリの使用については以下入力マニュアルを参照してください。（国税庁・確定申告書等作成コーナーご利用ガイド→入力例）

<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/st/guide/inputcase>

※ 事業所得や不動産所得がある方は、「決算書・収支内訳書（+所得税）」を選択してください。  
決算書・収支内訳書の作成後、引き続き所得税の申告書を作成することができます。

過去の年分の申告書等の作成

出典：国税庁ホームページ確定申告作成コーナーを加工して作成

## ②生年月日を入力し、申請内容に関する質問に回答

### 申告する所得の選択等

#### 本人情報の確認

申告者本人の生年月日 必須

昭和55(1980)

7

11

#### 申告する所得の選択

申告する所得を **全て** 選択してください。

> 申告する所得とは

> 申告する所得がどの所得に該当するか分からない場合

#### 給与収入がある方、年金収入がある方、退職金を受け取った方

給与

※：確定申告をする場合には、年末調整を受けた給与所得も含めて申告が必要です。

公的年金、企業年金など

※：生命保険等の個人年金を申告する方は、「雑（業務・その他）」を選択してください。

退職金

※：確定申告をする場合には、退職所得も含めて申告が必要です。

> 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を2枚以上お持ちの場合

#### 個人事業の収入がある方、不動産等貸付けの収入がある方

事業（営業等）

事業（農業）

不動産

#### 株式を売った方、配当等を受け取った方

株式等の譲渡（売却）、配当、利子

※：前年分の申告で株式の売却による損失を繰り越した場合があります。

#### 土地や建物、金地金やゴルフ会員権などの資産を売った方

土地や建物等の譲渡（売却）

総合譲渡（金地金の売却など）

#### その他の収入がある方

先物取引

※：外国為替証拠金取引（FX）、差金決済取引（CFD）、先物・オプション取引などによる所得が該当します。

※：前年分の申告で先物取引による損失を繰り越した場合があります。

一時

雑（業務・その他）

※：原稿料、講演料、シルバー人材センターやシェアリング・エコノミーなどの副収入による所得、生命保険等の個人年金や暗号資産取引などの他の所得に当てはまらない所得が該当します。

選択した収入の種類によっては質問  
が追加されます

戻る

次へ

## 【給与所得の場合】

### 申告する所得に関する質問

#### 給与所得に関する質問

Q お持ちの「給与所得の源泉徴収票」は1枚のみですか？

- 1枚のみ  
 2枚以上ある

Q 勤務先で年末調整が済んでいますか？

> 年末調整が済んでいるか確認する方法

- 済んでいる  
 済んでいない

Q 確定申告において社会保険料や生命保険料を追加したり扶養親族を変更するなど、年末調整の内容を変更しますか？

> 年末調整の内容の変更該当するか不明な場合

- 変更しない  
 変更する

Q 以下のいずれかに該当しますか？

- 税務署から予定納税額の通知を受けている
- > 予定納税とは
- 申告する年分で差し引くか、翌年に繰り越す繰越損失がある
- > 繰越損失とは
- 外国税額控除を受ける
- > 外国税額控除とは

- 該当する  
 該当しない

< 年末調整済みで年末調整の内容も変更しない方 >

残りの質問に回答後、「次へ進む」



「給与所得の源泉徴収票の入力」  
※画面の案内に従ってご入力ください



「所得控除の入力」画面以降の手順は  
次ページ以降をご参照ください

< 年末調整が済んでいない方 >  
< 年末調整済の内容を変更する方 >

残りの質問に回答後、「次へ進む」



「選択された所得の入力」  
で「給与所得」をクリック



「源泉徴収票の入力」  
で「入力する」をクリック



画面の案内に従ってご入力ください



「所得控除の入力」画面以降の手順は  
次ページ以降をご参照ください

戻る

次へ

出典: 国税庁ホームページ確定申告作成コーナーを加工して作成

## 【不動産所得の場合】

### 申告する所得に関する質問

#### 不動産所得に関する質問

Q 税務署から青色申告の承認（みなし承認を含む。）を受けていますか？

> 青色申告とは

- 承認を受けている  
 承認を受けていない（いわゆる白色申告）

いずれかを選択し、画面の案内  
に従ってご入力ください

戻る

次へ

出典: 国税庁ホームページ確定申告作成コーナーを加工して作成

# 「控除の入力」画面以降の入力手順

## ①「控除の入力」画面で「寄附金控除」をクリックしてください

### 控除の入力 (1/2)

#### 支出に関する控除の入力

##### 社会保険料を支払った方

国民年金保険料、国民健康保険料（税）、介護保険料などを支払った方（源泉徴収票に記載のないもの）

社会保険料控除

-



##### 小規模企業共済などの掛金を支払った方

小規模企業共済や個人型確定拠出年金（iDeCo）の掛金を支払った方（源泉徴収票に記載のないもの）

小規模企業共済等掛金控除

-



##### 生命保険料などを支払った方

生命保険料や介護医療保険料、個人年金保険料を支払った方（源泉徴収票に記載のないもの）

生命保険料控除

-



##### 地震保険料などを支払った方

地震保険料や旧長期損害保険料を支払った方（源泉徴収票に記載のないもの）

地震保険料控除

-



##### 災害などにより損害を受けた方

災害、盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた方

雑損控除、災害減免

-



##### 一定額を超える医療費などを支払った方

一定額を超える医療費等を支払った方、セルフメディケーションの対象となる医薬品を購入した方

医療費控除

-



##### ふるさと納税などの寄附をした方

ふるさと納税や特定の政治献金、認定NPO法人や公益財団法人などに寄附をした方

**確定申告をする場合は、ふるさと納税のワンストップ特例申請分についても入力する必要があります。**

寄附金控除

-



政党等寄附金等特別控除

-

## ②「証明書等の内容を入力する」をクリック

寄附金控除等の入力

### 寄附金受領証明書等の一覧

#### 寄附金受領証明書等の入力

入力件数：0件 / 150件

+ 証明書等の内容を入力する

特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（エンジェル税制）の適用を受ける方はこちら



戻る

入力終了

出典：国税庁ホームページ確定申告作成コーナーを加工して作成

## ③寄附年月日及び寄附金の種類を選択をクリック

寄附金控除等の入力

### 寄附金受領証明書等の入力 1件目

寄附金受領証明書等を1件ずつ入力してください。

寄附年月日

令和7(2025)

月

日

寄附金の種類

選択してください

選択してください

市区町村に対する寄附金（ふるさと納税など）

都道府県に対する寄附金（ふるさと納税など）

国に対する寄附金

日本赤十字社に対する寄附金

共同募金会に対する寄附金

政党又は政治資金団体に対する寄附金

認定NPO法人等に対する寄附金

公益財団法人、公益社団法人又は学校法人等に対する寄附金

上記以外の寄附金控除に該当する寄附金

「京都大学修学支援基金」または「CFプロジェクト」へご寄附をいただいた方で、**税額控除の適用**を希望される場合は「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金」を選択してください。

※寄附金領収証書の裏面に「税額控除に係る証明書」が付いているもの

「京都大学修学支援基金」、「CFプロジェクト」以外の京都大学基金（「iPS細胞研究基金」など）へご寄附をいただいた方は「上記以外の寄附金控除に該当する寄附金」を選択してください。

※寄附金領収証書の裏面が空白のもの  
※**所得控除のみ適用**となります

戻る

別の寄附先を入力する

同じ寄附先を入力する

入力内容の確認

⑤お住まいの都道府県および市区町村が「京都大学への寄附」を条例指定しているか、  
下記一覧をご確認いただき、該当するものを選択してください

寄附年月日

令和7(2025) 7 11

寄附金の種類

上記以外の寄附金控除に該当する寄附金

> 寄附金の種類が分からない場合

寄附金の種類の詳細

選択してください

選択してください

- 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金 ...①
- 住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金 ...②
- 住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金 ...**京都大学は非該当**
- 住所地の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄附金、又は不明な場合 ...③

【①】下記の市町村にお住まいの方  
(例: 京都市、高槻市、大津市 等)

【②】下記の都道府県にお住いで、かつ  
下記の市町村以外にお住いの方  
(例: 京田辺市、大阪市 等)

【③】下記の都道府県以外にお住いの方  
(例: 奈良県、兵庫県 等)

【寄附金税額控除の対象として本学が条例指定されている都道府県・市町村一覧】

2025(令和7)年3月5日現在

都道府県	市町村
京都府	京都市
大阪府	高槻市・枚方市・茨木市・寝屋川市・能勢町
滋賀県	大津市・彦根市・守山市・湖南市
徳島県	徳島市・鳴門市・小松島市・阿南市・吉野川市・阿波市・美馬市・三好市・勝浦町・上勝町・佐那河内村・石井町・神山町・那賀町・牟岐町・美波町・海陽町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町・つるぎ町・東みよし町
山口県	山口市・下松市・岩国市・光市・柳井市・周南市・山陽小野田市・周防大島町・上関町・田布施町・平生町・阿武町
愛知県	※愛知県は県のみ条例指定あり(市町村の住民税は控除対象外)

【注意】

上記は本学に対する寄附金の条例指定が確認できた都道府県および市町村の一覧です。  
最新の状況及び上記以外につきましては、お住まいの都道府県・市区町村のホームページによりご確認ください、  
各都道府県・市区町村へお問い合わせください。

⑥「支出した寄附金の金額」「寄附先の所在地」「寄附先の名称」を記載してください

寄附金の金額 (円)  
50,000

寄附先の所在地  
※：28文字以内  
京都市左京区吉田本町36番地1

寄附先の名称  
※：28文字以内  
国立大学法人 京都大学

→「京都市左京区吉田本町36番地1」

→「国立大学法人 京都大学」

⑦すべての入力が完了したら入力内容確認画面によりご確認ください

寄附金控除等の入力

寄附金受領証明書等の一覧

寄附金受領証明書等の入力

入力件数：2件 / 150件

	寄附先の名称	寄附年月日	寄附金の種類	寄附金の金額	操作
1	国立大学法人 京都大学	令和6年1月1日	公益財団法人、公益社団法人又は学校法人等に対する寄附金 ※：住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金	30,000円	訂正 削除
2	国立大学法人 京都大学	令和6年1月1日	上記以外の寄附金控除に該当する寄附金 ※：住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金	50,000円	訂正 削除

「京都大学修学支援基金」、「CFプロジェクト」が該当

「京都大学基金」  
「iPS細胞研究基金」などが該当

＋ 証明書等の内容を入力する

寄附金の合計  
80,000円

特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（エンジェル税制）の適用を受ける方はこちら

出典：国税庁ホームページ確定申告作成コーナーを加工して作成

計算結果

入力された内容を基に計算した控除額は、以下のとおりです。

寄附金控除額  
48,000円

政党等寄附金等特別控除額  
12,000円

※所得税額（国税）が最も少なくなるように自動で判定しています。

所得金額から控除される金額  
→ 大まかな減税額は、寄附金控除額に寄附者の方の収入額に応じた税率（5%～45%）を乗じた額となります（ただし上限があります）

税額から控除される金額  
→ 表示の金額が減税されます

出典：国税庁ホームページ確定申告作成コーナーを加工して作成

■ 適宜の方法にて確定申告書をご提出ください ■

## ■ 寄附金の受領証等の提出について ■

### 【確定申告書をe-Taxにより提出する場合】

所得税の確定申告書の提出をe-Taxを利用して行う場合、寄附金控除の証明書・受領証については、その記載内容を入力して送信することにより、税務署への提出又は提示を省略することができます。

ただし、申告書の入力内容の確認のため、税務署等において必要があると認めるときは、原則として法定申告期限から5年間、税務署等からこれらの書類の提出又は提示を求められることがありますので、寄附金控除の証明書・受領証は大切に保存してください。

#### (ご参考)添付書類の提出要否の見分け方

確定申告書等作成コーナーで申告書を作成した後に出力する「申告書等送信票(兼送付書)」の「提出省略」欄に○印がついているものは提出を省略できるものです。

住所		氏名		整理番号	利用者識別番号
(〒104-0045) 東京都中央区新富 5丁目3-1		コクセイ タロウ 国税 太郎			0000-0000-0000-0000
受付日時		税理士等 氏名・名称		受付番号	0000-0000-0000-0000
特記事項	<b>見本</b>				税理士等 電話番号

「別途提出」欄に○印のある書類は、この送信票(兼送付書)と一緒に提出してください。

電子送信	提出省略	別途提出	送信(送付)書類名
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	申告書日第一表
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	申告書日第二表
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	収支内訳書(一般用)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療費控除の明細書(兼医療費通知の記載事項)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	寄附した団体等から交付を受けた寄附金の受領証等

提出が必要な書類は、「別途提出」欄に○印のある書類です。

添付書類の提出	提出書類	この送信票(兼送付書)と上記「別途提出」欄に○印のある書類
	提出先	事業所等の所在地の所轄の税務署(右下に表示されている税務署)
	提出方法	以下のいずれかの方法で遅滞なく提出してください。 ・郵便又は信書便で送付(送料は負担願います。) ・税務署の受付に持参 ・税務署の局外収受箱へ投函

納付方法  
 令和3年分の所得税及び復興特別所得税の申告と納税は、令和4年3月15日(火)までです。  
 申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんが、新納税(期限内に申告された方に限り)、コンビニQR納付、電子納税、クレジットカード納付又は金融機関等での窓口納付のいずれかの方法で、期限内に納付してください。  
 詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

届出先(郵送等で提出する際に切り離してご利用ください。)  
 104-8557  
 中央区新富  
 2丁目6番1号  
**京橋税務署 行**

### 【確定申告書を書面で提出する場合】

所得税の確定申告書の「添付書類台紙」に貼るなどして申告書と一緒に提出する必要があります。